## 告 示

## 埼玉県告示第二百七十九号

より指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定に 三十九号)第一条の規定により告示する。

平成二十九年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

岩谷				告	扪	仲 松   柏 松   本 定   俊			鈴木康司		田 内 光		医師の氏名			
肢体不自由	<u> </u>	害	ぼうこう又は直腸機能障	位 フ 目	支本下自由	礼貨 區 誓	見覚章昏	荕	心 藏 幾 店 章 <del>喜</del>	しゃく機能障害	音声・言語機能障害、そ	聴覚障害、平衡機能障害、	しゃく機能障害	音声・言語機能障害、そ	聴覚障害、平衡機能障害、	指定障害区分
ター病院	国立障害者リハビリテーションセン	ピア草加病院	医療法人社団協友会メディカルト	ター病院	国立障害者リハビリテーションセン	ター病院	国立障害者リハビリテーションセン	玉協同病院	医療生協さいたま生活協同組合埼	ター頻防	1		ター病院		立章 唇者 レンドリテー ノヨノ	医療機関の名称
所沢市並木匹——		<b>茸</b> 加豆名均一一十一一一	叩片谷冢一—	別ではフロー	所尺打左木囚——一	月 対 オ ロ 一		[  -	川口市大曽呂千三百十七		所沢市並木四——			所沢市並木四—一		医療機関の所在地
平成二十八年十二月一日		17月二十一年	区戈ニトし手し月ニトーヨ	Ī	17)	平 历 二十 一 年 三 月 二 日	区戈二片人臣三月三十一日	S 万二 一 <i>J</i> 在 三 - - -	平戊二十八 丰三月 一日		平成二十七年九月三十日			平成二十五年四月一日		辞退年月日

滝 川	横田	関 根	土 屋	富缶	小濱	種 子 田
知 司	法 子	迪 犬	沙 緒	亮	卓 司	斎
肢体不自由	視覚障害	能障害ま、ぼうこう又は直腸機財体不自由、心臓機能障	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
医療法人光仁会春日部厚生病院	生病院 医療法人社団鴻愛会こうのす共	院社会医療法人刀仁会坂戸中央病	埼玉医科大学病院	埼玉医科大学病院	医療法人清和会新所沢清和病院	埼玉医科大学病院
八 春日部市緑町六—十一—四十	鴻巣市本町六―五―十八	坂戸市南町三十—八	八人間郡毛呂山町毛呂本郷三十	八人間郡毛呂山町毛呂本郷三十	所沢市神米金百四十一—三	八人間郡毛呂山町毛呂本郷三十
平成二十八年十二月十五日	同	平成二十八年十二月八日	平成二十八年十二月六日	同	平成二十八年十二月五日	同

松山秀	中 川 琢	原 雄 将	石田清	岩 波 将		
樹	=======================================	1,7		輝		
害能障害、小腸機能障ぼうこう又は直腸機	肢体不自由	視覚障害	障害、小腸機能障害、ぼじん臓機能障害、ぼ	視覚障害		
富士見総合病院医療法人財団明理会イムス	形外科医院医療法人社団長実会中川整	東松山市立市民病院	埼玉医科大学病院	ョンセンター病院国立障害者リハビリテーシ		
——富士見市大字鶴馬千九百六十七	所沢市上安松千二百四十六—四	二東松山市大字松山二千三百九十	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	所沢市並木四—一		
平成二十九年二月二十八日	平成二十九年一月三十一日	同	平成二十八年十二月三十一日	平成二十八年十二月二十日		